

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで交付した雇用保険受給資格者証（以下「受給者証」という。）に記載されている離職理由の変更を求めて、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、同年〇月〇日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第1項においては、第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する雇用保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、雇用保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該審査請求が適法要件を欠くとの雇用保険審査官の判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件については、審査官は請求人の行った審査請求は法第69条第1項に定められている処分（以下「対象処分」という。）に対するものではないと判断し、不適法なものであるとしてこれを却下しているため、この点について以下に検討する。
- 3 まず、請求人が平成〇年〇月〇日付けで提出した労働保険審査請求書の審査請求の趣旨には、受給者証の離職理由コードを「21」に補正するとの決定を求める旨が記載されている。

次に、請求人が同年〇月〇日付けで提出した労働保険再審査請求書の再審査請求の趣旨には、受給者証の取消しを求める旨が記載されている。また、不服の理由として、病気による自己都合退職ではなく雇止め（同一の事業主に3年以上雇用）による退職であるから離職理由コード「21」が正当である旨の主張がされている。

これらのことから、請求人の請求の趣旨は、安定所長がした離職理由の判定の変更を求めることにあると認められる。

4 ところで、対象処分である失業等給付に関する処分とは、直接かつ具体的に法律効果を生ずるものでなければならず、支給要件事実の判断等、当該行為が直接かつ具体的に法律効果を生じさせないものはこれに該当しないと解するのが相当である。そうすると、本件で請求人の主張する離職理由の判定については、これをもって基本手当に関する処分がされたものとは認められず、対象処分に該当するものとは言えない。なお、受給者証の交付についても、基本手当支給の要件事実をあらかじめ示したにすぎないものであるから、対象処分には該当しないものである。

5 以上のことから、請求人の審査請求は、対象処分に対してされたものとは認められず、不適法なものであってその欠陥が補正することができないものとして労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第10条の規定によりこれを却下した審査官の決定は妥当なものと判断する。

したがって、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。